

大台町

ふるさと納税ウェブPR広告業務委託

仕様書

大台町 総務課

大台町ふるさと納税ウェブPR広告業務委託仕様書

1. 委託業務の名称

大台町ふるさと納税ウェブPR広告業務委託

2. 目的

インターネット広告等を活用して、大台町ふるさと納税の魅力を広く発信するための効果的なPRを実施することで、ふるさと納税寄附金の募集及び特産品の知名度向上を図ることを目的とする。

3. 委託期間

契約締結の日から令和5年1月31日（火）まで

4. 委託金額

上限額 1,000,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む）

※金額は委託業務の内容の実施に係るすべての費用を含む。

5. 委託業務の内容

委託する業務の詳細については、以下のとおりとする。

(1) インターネット広告の配信

①インターネット広告は、遷移先を下記のいずれかのページとし、効果的な配信を行うこと。

- ・「ふるさとチョイス」大台町のページ
- ・「ふるなび」の大台町ページ
- ・「楽天ふるさと納税」の大台町ページ
- ・「JALふるさと納税」の大台町ページ

②Google（GDN）、ヤフー（YDN）、SNS 広告等を想定している。

③広告の配信期間は、契約日より令和4年12月31日までとする。

(2) 広告実施の結果検証

実施した広告毎に配信数、リーチ数、クリック数（率）、シェア、いいね数、再生数、コメント数・内容等の結果を集計し検証・分析を行うこと。

(3) その他

受託業務終了後、業務全体の実施概要、実績、効果等を含む業務実施報告書を作成し提出すること。

6. 実施体制

本仕様書に記載した業務を円滑かつ確実に遂行することが可能な体制を整備すること。
また、業務全体を統率する統括責任者及び進行管理者をおくこと。

7. 留意事項

- (1) 受託者は、委託業務の履行にあたって、第三者の著作権を侵害してはならない。
- (2) 受託者は、委託業務の完了後、成果品を町に提出し、町による検査に合格した日をもって、成果品に係る著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下同じ）を町に無償で譲渡し、以後、著作者人格権（著作権法第18条第1項、第19条第1項及び第20条第1項に規定する権利をいう。）を主張しないものとする。ただし、成果品の全部または一部に受託者が既に著作権を有するものが含まれる場合には、その旨を事前に町に通知し、当該著作権の取扱いについては、協議の上、定めるものとする。
- (3) 成果品に係る著作権について第三者と紛争が生じたときは、受託者は、直ちにこれを町に報告し、受託者の責任と費用負担において解決するものとする。
- (4) 社会通念上、適切でないサイトに広告が掲載されたことが判明した場合は、速やかに出稿を停止し、本町に報告すること。
- (5) 広報実施のために制作する有体物及び無体物一式を、本町が指定する日までに指定場所に納品すること。
- (6) 原則として、本業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に書面にて報告し、大台町の承諾を得たときは、この限りではない。
- (7) 受託者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (8) 本仕様書に定めのない事項または本仕様書について疑義の生じた事項は、大台町と受託者とが協議して定めるものとする。

8. 納品物、納品先

(1) 納品物

- ・ 広報実施のために制作した広告デザインデータ一式（jpg、ai 又は eps、動画がある場合は windows10 で再生できる形式で保存）を CD-R に格納したもの 3 枚。
- ・ 実施した広告結果の検証・分析報告書 3 部。

(2) 納品先

〒519-2404 三重県多気郡大台町佐原 750 番地
大台町総務課 TEL (0598) 82-3781 FAX (0598) 82-1618